

松江総合運動公園指定管理者募集要項

(令和7年度公募用)

本募集要項により、以下のとおり松江総合運動公園の指定管理者を募集します。

1 施設の概要

【公園施設】

- (1) 施設の名称 松江総合運動公園
- (2) 所在地 松江市上乃木十丁目 2743 番 1
- (3) 開設時期 昭和 53 年度
- (4) 規模 敷地総面積 353,000 m² (うち島根県立水泳プール 32,989 m² 指定管理対象外)
- (5) 施設内容

- ・1号駐車場 駐車台数 普通車 300 台 (うち思いやり駐車場 12 台)
 - ・2号駐車場 駐車台数 普通車 152 台 (うち思いやり駐車場 6 台)
 - ・3号駐車場 駐車台数 普通車 105 台
 - ・中央広場 モニュメント 1 基、バスケットリング 4 基、ベンチ 12 基、水飲み場 1 基、多目的広場 1 面
 - ・お城の探検広場 コンビネーション遊具 1 基
 - ・自由広場 普通車 200 台程度駐車可能、トイレ 1 棟、防災倉庫 1 棟
 - ・子供広場 コンビネーション遊具 1 基、すべり台 1 基、ロープウェイ 1 基、スプリング遊具 2 基、ブランコ 1 基、砂場 1 基、パーゴラ 2 基、野外卓セット 1 基、水飲み場 1 基、ベンチ 4 基
 - ・多目的広場 1 普通車 87 台又は大型車 20 台
 - ・多目的広場 2 普通車 20 台程度駐車可能
 - ・出会いの広場 水飲み場 1 基、時計台 1 基、ベンチ 20 基
 - ・憩いの広場 水飲み場 2 基、大型整理運動遊具 1 基、平行棒 1 基、ザイルクライミング 1 基、上体そらし台 1 基、ベンチ 5 基、東屋 1 棟
- *現在、行政財産使用許可している部分 ◎自動販売機 1 台(憩いの広場の前)
- ・ふれあい広場
 - ・健康広場 野外卓セット 1 基
 - ・芝生広場
 - ・木陰広場 トイレ 1 棟、東屋 1 棟、ベンチ 3 基
 - ・自然散策道
 - ・ふるさとの森
 - ・奥山池 東屋 1 棟、野外卓セット 1 基
 - ・その他 雑木林など

- (6) 公園施設の設置目的

主として市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため設置するもの。

【体育施設】

- ア (1) 施設の名称 松江市営陸上競技場
- (2) 所在地 松江市上乃木十丁目 4 番 1 号
- (3) 開設時期 昭和 56 年度
- (4) 施設内容 (陸上競技場他)

敷地総面積 36,274 m²、延床面積6,784 m² (メインスタンド)

構造・規模 (第二公認陸上競技場・メインスタンド他)

- ・競技場 メインスタンド 鉄筋コンクリート造一部3階建
- ・トラック 400m 8コース (ポリウレタン系全天候型舗装)
- ・芝スタンド (10,628 m²)

*競技場の一室に「一般財団法人島根陸上競技協会」「島根県レクリエーション協会」の事務所があり、光熱水費は指定管理料に含まれます。

- (5) 設置目的 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置するもの

イ (1) 施設の名称 松江市営補助競技場

(2) 所在地 松江市上乃木十丁目4番1号

(3) 開設時期 昭和53年3月 (人工芝ピッチ 平成18年3月)

(4) 施設内容 (補助競技場他)

敷地面積 18,550 m²

構造・規模 (トラック・JFA公認人工芝ピッチ・クラブハウス)

- ・トラック 435m…直走路3レーン、周回2レーン (全天候舗装)
- ・フィールド…サッカーコート (110×73m)、フットサルコート (43×23m) 2

面

- (5) 設置目的 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置するもの

ウ (1) 施設の名称 松江市営野球場

(2) 所在地 松江市上乃木十丁目4番1号

(3) 開設時期 昭和53年9月

(4) 施設内容

敷地面積 24,400 m²

建物敷地面積 メインスタンド1,294 m²・スタンド (内・外野) 8,833 m²

構造・規模

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 (スタンド銀傘付)
- ・両翼92m 中堅120m (内野黒土・外野芝) ダッグアウト他
- ・照明塔 (内野平均照度1,200ルクス) 6基
- ・スコアボード電光表示 (フルカラーLED方式)

- (5) 設置目的 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置するもの

エ (1) 施設の名称 松江市庭球場

(2) 所在地 松江市上乃木十丁目4番1号

(3) 開設時期 東庭球場 昭和55年5月

西庭球場 平成16年1月

(4) 施設内容 (東・西庭球場、クラブハウス)

敷地面積 11,760 m² (東5,520 m²、西6,240 m²)

構造・規模

- ・クラブハウス (東) 木造1階建 251 m²
(西) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造1階建 206 m²
- ・テニスコート 16面 (東8面、西8面)・砂入り人工芝コート
- ・照明塔 (500ルクス) 東西各12基

- (5) 設置目的 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置するもの

- オ (1) 施設の名称 こどもスポーツ広場
(2) 所在地 松江市上乃木十丁目4番1号
(3) 開設時期 平成20年8月
(4) 施設内容

敷地面積 722 m² (19m×38m)

構造・規模

- ・鉄骨平屋 (高さ 7.90m)
- ・屋根：ポリエステル製膜構造 床：透水性オムニ芝
- ・競技施設：フットサルコート (16.08m×34.00m) 1面
- ・照明設備：LED 10基 (カード式照明自動点灯盤)

- (5) 設置目的 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置するもの

*現在、行政財産使用許可している部分 ◎自動販売機 20台

*松江市身障者福祉協会が設置している自動販売機が西庭球場に2台あります。

*公園施設と体育施設の管理区域は別図1を参照

(別図1に示す島根県立水泳プールは島根県の所管区域であり、指定管理業務の範囲外とする。)

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで (5年間)

ただし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために市が行う指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3 問合せ先

住 所 〒690 - 8540 松江市末次町 86 番地

【体育施設】担当部局 松江市文化スポーツ部スポーツ施設課

電話番号 0852-55-5337

F A X 0852-55-5565

電子メール s-shisetsu@city.matsue.lg.jp

【公園施設】担当部局 松江市都市整備部公園緑地課

電話番号 0852-55-5377

F A X 0852-55-5676

電子メール kouen@city.matsue.lg.jp

4 募集日程

- (1) 申請書の提出期間 令和7年7月18日 (金) ~ 9月5日 (金)
(2) 仕様書等の配布期間 令和7年7月18日 (金) ~ 9月5日 (金)
(3) 現地説明会 令和7年8月6日 (水)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (4) 質問の受付 | 令和7年7月18日(金)～8月22日(金) |
| (5) 選定審議会 | 令和7年9月～10月(正式な日程は別途連絡します。) |
| (6) 指定管理者候補者の選定 | 選定審議会後2週間程度 |
| (7) 申請の資格等 | 令和7年11月上旬(新たに法人等を設立する場合) |
| (8) 指定管理者の指定 | 令和7年11月議会(予定) |

5 業務の範囲

業務の範囲、管理の基準等は別紙仕様書のとおりに

6 指定管理業務に関する経費等

松江総合運動公園の管理経費は、利用料金収入(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用)及び指定管理料で賄うこととします。

- (1) 松江市は、松江総合運動公園の管理に必要な経費として、一定額の指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払います。この指定管理料の金額については、収支予算書の提出によって申請者からの提案を受けます。ただし、年間指定管理料は下記の支出見込額から収入見込額を差し引いた額を上限とします。指定管理者に決定した場合、提出された収支予算書の提案額及び年度ごとに提出される年度事業計画書に基づき松江市と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を支払うものとします。また、指定管理料は分割支払とすることとし、分割方法や支払時期についても協定書で定めます。

支出見込額 102,589千円

(内訳)

| 項目 | 内容 | 金額(千円) |
|-------|---|---------|
| 人件費 | 職員及びアルバイト賃金 | 35,385 |
| 光熱水費 | 電気・ガス・水道 | 20,940 |
| 修繕費 | 小規模修繕費 | 4,445 |
| 事務管理費 | ゴミ処理・電話・手数料 | 1,536 |
| 諸経費 | リース・保険料・印紙 | 3,563 |
| 消耗品費 | 車輛燃料・清掃用具等消耗品 | 2,547 |
| 一般管理費 | | 2,784 |
| 委託費 | 電気保安点検・陸上電子機器保守点検・芝生保守管理、植栽管理、遊具点検、汚水槽清掃、廃棄物処分手数料 | 27,865 |
| 公課費 | | 3,524 |
| 計 | | 102,589 |

収入見込額 30,990千円

(内訳)

| 項目 | 内容 | 金額(千円) |
|------|-------------------------------------|--------|
| 利用料金 | 陸上競技場、補助競技場、野球場、庭球場、こどもスポーツ広場の利用料収入 | 30,990 |
| 計 | | 30,990 |

年間指定管理料 71,599千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

- (2) 松江市は指定管理料として協定書で定めた金額を、協定書で定めた分割方法及び支払時

期により、指定管理者の請求に基づいて支払います。

- (3) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「修繕費」は年度末に精算します。修繕費の精算は、原則として松江市が仕様書の支出見込額で提示した修繕費の額に対する不用額の精算とし、不足額の精算は行いません。
- (4) 指定期間中、「人件費」の積算基準額を松江市が改定した場合は、松江市と指定管理者との協議の上、指定管理料を改定します。
- (5) 指定期間中、関係法令等の改正に伴って収入及び支出が増減する場合は、松江市と指定管理者との協議により指定管理料を改定します。

また、松江市が条例及び規則で定める利用料金の基準額を改定した場合においても、両者協議の上、指定管理料を改定します。

- (6) 上記(1)により提出された収支予算書の指定管理料提案額が、年間指定管理料を下回っている場合、上記(4)～(5)による増加額又は減少額は次の算定式により算出するものとする。
 - (A) 上記(4)～(5)により算出される指定管理料
 - (B) 年間指定管理料（上限額）
 - (C) 提出された収支予算書の指定管理料提案額

【算定式】 $[(A) - (B)] \times (C) \div (B)$

- (7) 指定管理者に帰属させることができる収入
指定管理者は、自主事業により収入を得た場合、その収入を自らに帰属させることができます。なお、自主事業の実施にはあらかじめ松江市との協議が必要です。また、自主事業を実施する場合には、条例・規則等に規定する施設の使用料等を支払う必要があります。

7 施設利用及び収支等の状況（利用者数、決算その他運営状況）

別紙1のとおり

8 申請の資格等

この募集要項により申請をしようとする団体は、以下の資格要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (4) 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (5) 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。ただし、申請時点で松江市内に営業所等を置かない団体については、申請者の所在する市町村民税について滞納がないものであること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (7) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと。
- (8) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を2年以内に受けていないこと。
- (9) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

- ※ 「5 業務の範囲」に掲げる指定管理者の業務の全てを他の者に委託してはならない。
- ※ 主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第4項第1号に規定するものをいう。)、組合(民法(明治29年法律第89号)第667条に規定するものをいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定するものをいう。)及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成すること。

- (10) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る対応が適切に行えるものであること。

(留意事項)

※ 複数の法人等で構成される団体(以下「グループ」という。)で申請される場合は以下の点に留意してください。

- グループの構成団体は、いずれの団体も、上記の資格要件の全てを満たしている必要があります。ただし、(10)については、グループとして適切な対応が行える場合は、その限りではありません。
- グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- グループの概要がわかる書類(グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、所在地、連絡先、業務及びリスク分担内容、グループに係る協定書等)を添付してください。
- 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となる又は単独で申請することはできません。
- 指定管理者指定申請書(様式第1号)、松江総合運動公園の管理運営に関する事業計画書(別添1)及び収支予算書(別添2)以外の添付書類については、構成団体ごとに提出してください。

※ 松江総合運動公園の管理のために新たに法人等を設立する場合には、その法人等の予定名称で、法人等設立予定の任意団体として申請してください。なお、この場合11月上旬までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※ グループに係る協定書等については、申請時は未締結であっても差し支えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には締結済の協定書等の提出を求めます。

9 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出期間内に提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 松江総合運動公園の管理運営に関する事業計画書(別添1)
本要項の別紙2(指定管理者選定審査基準)に記載している「具体的な審査項目」については、事業計画書にもれなく記載してください。
- (3) 松江総合運動公園の管理運営に関する収支予算書(別添2)
 - ① 指定期間各年度分及び指定期間を通じての収支予算書を作成してください。
 - ② 修繕費については、松江市が仕様書の支出見込額で提示した修繕費の額とし、その額を記載してください。
 - ③ 消費税及び地方消費税の税率は、この申請においては指定期間の全てにわたって現行の10%で計算してください。(経過措置、軽減税率に該当するものは該当する税率で計算すること。)
 - ④ 自主事業を実施する場合は、自主事業に関する収支予算書を別個に作成し、提出してください。
- (4) 団体の概要書類
 - ① 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては会則等)
 - ② 役員の名簿及び履歴書(役員の名、フリガナ、住所、生年月日を記載し、職歴が

わかる程度のもの)

- ③ 当該団体の概要、過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに準ずる書類（新規設立団体の場合は不要）
- ④ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) その他証明等書類
 - ① 法人の登記事項証明書
 - ② 松江市税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
※ 法人に係る証明書発行の申請の際には、法人名の委任状が必要となりますので事前にホームページ等でご確認ください。
 - ③ 消費税及び地方消費税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
 - ④ 申請の資格を満たしている旨の誓約書（別添3）
- (6) 提出部数
 - ① 上記(1)～(4)の書類：電子データ(PDF)及び紙媒体5部
 - ② 上記(5)の書類：正本1部及び電子データ(PDF)※ 原本が紙の書類についてもスキャナー(300dpi)で電子化して添付すること。
- (7) 提出場所
「3 問合せ先」に記載する場所
- (8) 提出方法
持参、郵送又は電子申請
<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/surveys-alias/shiteikanritetsudoku>
※電子申請の場合も上記(6)のうち①紙媒体5部②正本1部を持参又は郵送で提出が必要です。
- (9) 提出期間
令和7年7月18日(金)から令和7年9月5日(金)午後5時15分まで
郵送の場合は書留とし、同時刻までの必着とします。
- (10) 申請に当たっての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却しません。
 - ② 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正は除きます。）。
 - ③ 申請書類の記載内容の誤り、漏れ等により、書類提出後に資料追加を求める場合があります。この場合の提出資料は原則参考として扱い、申請書類の修正としては扱いません。
 - ④ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
 - ⑤ 提出された書類は情報公開の請求により開示することがあります。
 - ⑥ 提出された書類の一部については申請の資格を確認するための資料として関係機関に提供する場合があります。
 - ⑦ 紙媒体の申請書類に過大なファイル等の表紙を用いないこと。製本する場合は、ホッチキス、綴り紐などを用いできる限り簡素にすること。

10 仕様書等の配布

＜松江市ホームページ産業・ビジネス—指定管理者制度—指定管理者公募のお知らせ＞からダウンロードしてください。(松江市ホームページ <https://www.city.matsue.lg.jp/>)

1.1 現地説明会

現地説明会は次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 令和7年8月6日(水) 13時30分から16時30分まで
 - (2) 開催場所 松江総合運動公園
- ※ 現地説明会への参加を希望される団体は、7月30日(水)までに松江市文化スポーツ部 スポーツ施設課(0852-55-5337)に参加希望を電話でお伝えください。
- ※ 現地説明会には、本募集要項及び仕様書を持参してください。

1.2 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年7月18日(金)から8月22日(金)まで
 - (2) 受付方法 質問票(別添4)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- ※ 質問及び回答については、松江市のホームページ上でその概要を公表します。

1.3 指定管理者の候補者の選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年松江市条例第396号)第14条の規定に基づき設置された「松江市公の施設指定管理者選定審議会」において、下記の点を基準とし面接審査などにより総合的に評価して選考します。(審査基準の詳細は別紙2に記載)

- ① 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- ② 当該施設の効果を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。
- ⑤ 別紙(指定管理者選定審査基準)の配点合計点(加点項目を除く。)の60%(120点)を最低基準点とします。申請者が最低基準点に満たない場合、選定審議会の総合的な判断を踏まえ、指定管理者の候補者として、適格者としなない場合があります。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

団体からの提出書類についてスポーツ施設課で確認します。申請資格を満たしていない場合は失格となります。また、申請書類の提出漏れがある場合、提案内容が仕様書の内容を満たしていない場合等により、適正な選定審議が困難であると市が判断した場合も失格となります。失格の場合、選定審議会において面接審査の対象とせず、指定管理者の候補者に選定しません。

② 選定審議会

選定審議会では、提出された申請書類によるプレゼンテーション(1団体20分)を行っていただきます。追加資料の提出は認めません。

提案内容について総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

③ 審査結果の通知

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。

④ 選定結果の公表

選定審議会の選定結果については、指定議案の公表時に、次の項目を公表します。

ア 指定管理者候補者名及び所在地

イ 申請団体名

ウ 選定審議会における各団体の評価点数(審査項目ごとの配点及び評価点数を含む)

14 指定管理者の指定及び協定

上記により選定した団体を指定管理者の候補者として、令和7年11月定例松江市議会に提案し(予定)、議決されれば指定管理者として指定します。

※ 指定管理者の指定は、地方自治法に基づく「行政処分」であり、同法に規定する「入札」ではありません。

議会の議決により指定管理者に指定されると、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき当該施設の管理及び運営に関する詳細事項について協定を締結しなければなりません。

指定管理者の候補者に選定された団体は、「正当な理由」なく、協定の締結を拒むこと、又は指定を辞退することはできません。

また、指定管理者の候補者として選定されてから議会で議決されるまでの間、又は議決されてから指定期間開始までの間に「7 申請の資格等」に記載する申請の資格を満たさなくなる等、指定管理者として施設を管理することが適当でない事象が発生した場合には、指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定を取り消す場合があります。なお、取消しの際に指定管理者(の候補者)に損害が生じて、松江市はその賠償の責めは負いません。

15 指標の設定

(1) 公の施設の目的を効果的に達成するため、指定管理者が取り組む活動の指標を下記のとおり設定します。指定管理者は、この指標において自ら目標数値を設定し、達成できるような事業計画を作成した上で、活動を行ってください。

| 指標分類 | 指標 | 数値 |
|----------|---|---|
| インプット指標 | 配置職員数 | 7名 |
| アウトプット指標 | ・松江市営陸上競技場 ・松江市営補助競技場利用者数 ・松江市営野球場利用者数 ・松江市営庭球場利用者数 ・子どもスポーツ広場利用者数 ・自主事業の実施数 | 年間目標 51,000人以上 年間目標 68,000人以上 年間目標 30,000人以上 年間目標 65,000人以上 年間目標 12,000人以上 年間目標 12事業以上 |
| アウトカム指標 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率 (松江市まちづくりのための市民アンケート調査により) | 目標70%程度 |

※ 「アウトプット指標」は指定管理者が行う活動そのものの結果、「アウトカム指標」は活動によって市民等にもたらした成果・価値(施設の設置目的にどれだけ貢献したか、市民等にどのような影響をもたらしたか)を示します。

(2) 松江市は、指定管理者から提出される年間事業報告書及び月別事業報告書等により、指標の達成状況等を確認します。

16 指定管理者の業務実施に関する評価

指定管理者の活動状況については、毎年度、設定した指標等に基づいて評価を行い、その結果を松江市のホームページ等で公表します。

17 調査等及び監査

松江市は、指定管理者の管理する施設の適正を期すため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わない場合、松江市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が松江市の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

18 指定期間満了以前の指定の取消し

- (1) 松江市は指定管理者が「17 調査等及び監査」の指示に従わないとき、法令及び条例に重大な違反をしたとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。
- (2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者に損害が生じても、松江市はその賠償の責めは負いません。
- (3) 指定管理者から指定の取消しの申出があった場合には、取消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

別紙 1

<施設利用及び収支等の状況>

1. 利用状況

①利用人数 (人)

| 施設名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 陸上競技場 | 42,588 | 40,243 | 44,366 |
| 補助競技場 | 65,821 | 67,075 | 62,135 |
| 野球場 | 29,527 | 25,651 | 26,017 |
| 庭球場 | 62,900 | 61,777 | 56,262 |
| こどもスポーツ広場 | 9,288 | 9,729 | 8,190 |

②占用利用件数 (件)

| 施設名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 陸上競技場 | 134 | 135 | 155 |
| 補助競技場 | 1,325 | 1,278 | 1,285 |
| 野球場 | 192 | 135 | 177 |
| 庭球場 | 6,697 | 6,441 | 6,177 |
| こどもスポーツ広場 | 832 | 896 | 799 |

③利用料収入 (円)

| 施設名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 陸上競技場 | 4,037,664 | 3,198,635 | 3,373,535 |
| 補助競技場 | 6,236,750 | 5,868,890 | 5,887,600 |
| 野球場 | 3,867,950 | 3,560,962 | 3,916,625 |
| 庭球場 | 15,877,225 | 15,580,525 | 14,589,705 |
| こどもスポーツ広場 | 2,303,785 | 2,462,840 | 2,120,865 |

③成人の週1回以上のスポーツ実施率 (%)

令和6年度：42.8% (松江市まちづくりのための市民アンケート調査)

2. 収支状況

決算額 (円)

| | 科 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備 考 |
|----|-------|------------|------------|------------|--------|
| 収入 | 指定管理料 | 50,380,000 | 50,864,703 | 51,570,386 | |
| | 利用料収入 | 32,323,374 | 30,671,852 | 29,888,330 | |
| | 収入合計 | 82,703,374 | 64,216,555 | 81,458,716 | |
| 支出 | 人件費 | 30,925,394 | 30,860,151 | 31,115,613 | |
| | 光熱水費 | 19,341,236 | 19,280,081 | 20,938,870 | |
| | 修繕費 | 4,232,997 | 5,232,879 | 4,120,331 | |
| | 事務管理費 | 1,505,151 | 1,559,841 | 1,340,543 | |
| | 委託費 | 16,424,901 | 16,702,565 | 16,925,303 | |
| | 諸経費 | 3,363,957 | 3,445,737 | 3,960,947 | |
| | 消耗品費 | 3,047,189 | 2,170,537 | 2,542,537 | |
| | 一般管理費 | 2,784,000 | 2,784,000 | 2,784,000 | |
| | 租税公課費 | 2,785,170 | 2,773,454 | 2,799,260 | 支払い消費税 |
| | 支出合計 | 84,409,995 | 84,809,245 | 86,527,404 | |

別紙2

〈松江総合運動公園指定管理者選定審査基準〉

① 管理運営審査基準項目（最低基準点対象項目）

| 審査基準 | | 具体的な審査項目 | | 配点内訳 |
|------|-------------------------------|----------|--|------|
| 1 | 住民の平等な利用の確保に関して | 1-1 | 平等な利用のために適切な方策がとられているか | 10 |
| 2 | 施設の効果の最大限の発揮及び施設の効率的な管理に関すること | 2-1 | 事業計画の内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか | 10 |
| | | 2-2 | 適切な数値目標が設定されているか | 10 |
| | | 2-3 | 利用促進（自主事業を含む）のための計画が練られているか | 15 |
| | | 2-4 | 利用者等のニーズの把握や自らの管理運営状況をチェックするモニタリング体制が優れているか | 10 |
| | | 2-5 | 利用者のサービス向上につながる優れた提案となっているか（キャッシュレス決済や施設のインターネット予約等を含む） | 10 |
| | | 2-6 | 収支計画は適切かつ実現可能であるか（過大な収入が見込まれている、必要な経費が支出に計上されていないなど、不適切な点はないか） | 15 |
| 3 | 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること | 3-1 | 安定した運営ができる財務状況であるか | 10 |
| | | 3-2 | 同類施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか（業務委託を予定している場合、その委託の範囲は適正か。また、施設の管理が適切に実施されるか） | 15 |
| | | 3-3 | 事業計画を実施するための適正な組織・人員配置が練られているか | 10 |
| | | 3-4 | 施設管理に必要な有資格者（経験者）等が確保されているか | 10 |
| | | 3-5 | 業務従事者への研修等が十分に確保されているか（安全対策、個人情報保護等） | 10 |
| | | 3-6 | 緊急時、災害時の対応策や利用者の安全が十分考えられており、責任者や連絡体制が明確にされているか | 10 |
| | | 3-7 | 利用者からの苦情・要望への対応策は適切か | 10 |
| 4 | 地域活性化への貢献 | 4-1 | 地元との連携や協働による事業展開など、具体的提案がなされているか | 10 |
| | | 4-2 | 市民を雇用する計画があるか（現在当該業務に従事している職員の継続雇用について配慮がなされているか） | 10 |
| 5 | その他 | 5-1 | 関係法令、条例等を遵守するための責任体制が整えられているか | 10 |
| | | 5-2 | 職員の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進について取組がなされているか | 5 |
| | | 5-3 | 障がい者雇用及び障がい者就労施設等からの物品等の調達に対し配慮がなされているか（障がい者雇用については、法定雇用率を満たしているか） | 5 |
| | | 5-4 | 環境に配慮した取組がなされているか | 5 |
| | | | | 200 |

② 経費縮減審査基準項目（加点項目）及び配点

| 審査基準 | 具体的な審査項目 | 配点 内訳 |
|---------|---|----------|
| 管理経費の縮減 | <p>指定管理料の上限額に対する経費縮減(上限額からの減額が大きいほど高得点。ただし、加点上限は20点とする)</p> <p>算式 配点×(上限額－提案額)／(上限額－審査基準額)</p> <p>※審査基準額は、公募の状況(新規、更新)によって設定します。</p> <p>※上限額、応募団体の提案額は、指定期間の平均額とします。</p> <p>※点数の算出に伴う小数点以下は切り捨てます。</p> | 20 |